



【ものづくり 人づくり 地域づくり】

2016平和の集いに向けて

これまで生協でも「平和のつどい」を重ね、戦争の体験、
平和への思いをお聞きしてきた……。でも今、

「何でもしてしまえの政府」 どうも怪しく、何かが違う……

2016年、憲法が変えられてしまうかもしれない。

再び戦争をする国になってしまうかもしれない。

みんなの思い共有できるか、生協としてどんなことができるか！

3/11 平和の集い「実行委員会」に集まろう！

2014年7月、集団的自衛権の行使を容認する「閣議決定」。2015年9月、「安保法制」強行採決。

沖縄辺野古への米軍基地移転強行。原発再稼働、武器輸出で大企業優遇。防衛費は簡単に5兆円を超えてしまった。

他方で消費増税、年金切り捨て。TPPで食は売り渡し、原発避難者を強制帰還させて早々に補償打ち切りで切り捨て。国の借金1,000兆円を超え、原発のゴミと同様に先の世代に押し付けて平気である。

そして安倍首相は年明け早々「夏の参院選では改憲を公約に2/3議席確保」を表明。手始めに「緊急事態条項」を憲法に入れ込もうと企んでいる。

2016年、ふたたび戦争への道への転換点、「前夜」にいるのかもしれない。

暮らしを守ろうと集まった私たちの生協でも「平和があつての暮らし」と考え、これまで「平和の集い」を開催し、戦争体験を聞き、平和への思いを共有しようとしてきました。

「戦争法」で緊迫した去年は、組合員自身が講師になった「生協けんぼう勉強会」は会場いっぱい。若いお母さんたちの「ケンポー教室」も開かれてゆきました。9月の安保法制国会前では、多くの組合員や生産者にも会いました。

そして年明け、「今の状況はもう黙って見ていられない」との声が組合員の中から上がってきました。それぞれが声を上げ、各自で行動もはじまっているようです（九条の会連絡会、ママの会、ミナセン）。

1/29 平和の集い準備会で「せっかく生協に集う仲間。まずはみんなで話そうよ、その場をつくろうよ、動きの情報も共有しようよ」ということになりました。

3/11（金）、2016 生協平和の集い公開実行委員会を開きます。 みんなが感じていること、今、私が・私たちがしなければならないこと、身近にできること、話し合ってみませんか！（2ページにご案内）

○常総生協40周年記念「生産者お話し座談会」10～13時 生協本部組合員室

2月15日（月）魚住道郎（日本有機農業研究会）「いのちの基盤を守る協同」

2月22日（月）長島昌裕（微生物農法の会）「天と農の哲学」

3月 7日（月）影山治雄（おかべや）「大豆に寄せる想い」

知りたい、知らなくっちゃ、
・憲法はおしゃべり
2016 **平和の集い** 実行委員会開催
憲法は生きているか！ 懇話会
ウーン、どうかな、
噛めば噛むほど価値が出る、
3月11日(金) 皆さん、ぞろぞろ
お出かけ下さい！
10:00 ~ 12:00

場所: 常総生活協同組合 組合員室

反戦、基本的人権、
みんなが考えていること
・お子さんも一緒に、
近隣戦争勃発への危機も、
18歳選挙開始前に
・国のために戦えますか、
大切にされているか、
憲法は政府が守るべきこと、
その下に法律制定があり、
その法は国民が守られる内容、
反すれば違法で罰則適用となる、
憲法の実態を知る、
・基本的人権無視の過去歴史、
・いざ予防法-隔離政策による差別と偏見
・外国に学ぼう
・軍隊を持たない
・日常にある法律
・教育現場も
・社会は便利になればなるほど忙しさが増す、
違憲であつても、守らないのに許されていく、
難儀、迷惑なほどの手間と期間が必要、
振りまわされている私たち、

3/11平和の集い実行委員会に参加！（生協まで）

コース名 _____ 班名 _____

組合員No. _____ お名前 _____

事前のご意見

自民党・安倍首相の目的は、憲法9条（戦争の放棄）の改正、軍備・交戦権保持を目的としています。しかし昨年にわかに持ち出されたのが「自民党憲法改正草案」98条・99条に盛り込まれていた「緊急事態条項」。ここから手をつけて改憲の道筋をつけるとして、この条項を現憲法に盛り込む議論を行うというもの。

自然災害やテロや内乱・外部からの武力攻撃が起きた際に、総理が「緊急事態宣言」を発動し、国会の承認なしに政令を発令できるという条項。

この条項に警鐘をならしてきた組合員グループ（小張佐恵子さんら）に、この条項の問題を寄稿してもらいました。

安倍首相が憲法に新設を宣言

緊急事態条項の危険性

2016年2月 「原発報道あれこれ 361-368」、「福島応援プロジェクト茨城」

◆断崖絶壁 残された時間は本当に少ない！

私たちは今、断崖絶壁に立っています。自民党が「災害やテロ等の社会秩序の混乱」がある時に、総理大臣に強力な権限を与える「緊急事態条項」を、改憲項目として発議すると発表しているのです。

総理大臣が緊急事態を宣言すれば、憲法で保障された基本的人権が奪われ、内閣だけで法律と同一の効力を有する政令を制定できるというものです。

日本は「緊急事態条項」の新設によって、独裁国家に転落してしまうかどうかの瀬戸際に立たされているのです。緊急事態条項を憲法に盛り込めば、全ての権限を総理大臣に集中させることができ、安保法制の違憲性を追及されることもなく、憲法9条を改正せずとも集団的自衛権の行使が可能になってしまいます。

今度の参議院選挙で自公が改憲に必要な議席をとった場合、安倍政権は改憲に進む意向を示しているのです。

◆緊急事態条項の危険性

（1）万能のカード・ジョーカーで独裁国家に

憲法は国家権力の暴走に歯止めをかける鎖です。緊急事態条項は、「災害やテロ等の社会秩序の混乱」を口実にして、



その鎖を断ち切り、総理大臣が全権を手にするのを許してしまうものです。

人権を制限し、議員任期を無期限とする特例も作り得るので、事実上の戒厳令を永続させてしまうこともできてしまいます。これは戦前の治安維持法に、あるいはナチスの全権委任法に匹敵する恐ろしいものです。今の憲法の条項を全て無にすることができる、万能のカード・ジョーカーなのです。

（2）法律ではなく憲法に新設されることの危険

一旦、緊急事態条項が憲法に新設されたら、基本的人権がどんなに侵害されたとしても、最高裁は違憲という判断を下すことはできず、法的に独裁状態を覆す手段はなくなります。このような憲法の規定はアメリカにもイギリスにもありません。

（3）「社会秩序の混乱」で取り締り、都合の悪い情報は隠蔽

この条項が憲法に新設されたら、言論、集会、結社の自由は失われ、集会やデモは、「社会秩序を混乱」させるものとして禁止されるでしょう。

怖いのは、情報を隠されることです。原発事故があった時に、「災害復旧活動の混乱を招くような報道やデマに繋がる通信は規制する」ということになるかもしれません。違反

緊急事態じゃ！
いまから海外に出兵する！
財産を差し出せ。
ワシのメカニカをならね。
新聞、TV、本は許さん。
すべてのインターネットは
許可制とする！



者への罰則を定めてしまえば、原発事故は「なかった」ことにされるでしょう。

(4) 通行を制限されて避難もできない？

緊急事態宣言によって、移動の自由を制限して住民の避難を禁止することだってできてしまいます。「道路は物資の輸送のために使用するので一般車両や人は通行禁止」とか、名目はいくらでも立てられます。

◆緊急事態条項は不要で邪悪

(5) 災害時の法律は整備済み

緊急事態条項は「災害時のため」であるかのように言われていますが、災害時に必要な法律は、既に内閣に大きな権限を与える法律「災害対策基本法」によって整備されています。

東日本大震災の時の救援活動の混乱と復興の遅れは、緊急事態条項がないからではなく、原発事故と言う人災のせいであり、政府にやる気がなかったからです。これは震災対策として増税したお金が、復興支援以外に回っていることを考えても、火を見るより明らかです。

2015 栽培の和綿～収穫のコットンボール集めま～す！

2011年「福島の赤ちゃんにあったか～お布団を」贈る活動からはじまった、綿繰り。引き続き和綿の種を分かち合って、家の庭で、畑で栽培・収穫に。みんなで持ち寄って座布団づくりもおこないました。

2014年からは地域の土地を借りて共同で綿作りも行われましたが、開墾から草取りまで人力でたいへんなご苦労がありまし

た。共同農園のこれからはまた話し合いがもたれる予定です。

各家庭にお配りした種での栽培はいかがでしたでしょうか？収穫のコットンボールを寄せて、日程を決めて綿繰り（3/14を予定しています）、また和綿をどのようにするかその作業を通じて相談してゆきたいと思っています。



お知らせです!!

2015栽培の和綿
収穫のコットンボール
回収させていただきます。
綿繰り交流会を開きます。

ご協力よろしく
お願い致します。

1. 和綿コットンボール
回収

2. 綿繰り交流会
開きます。

クルクルキュッキュッ
くり綿の真白さに心晴れます。
小粒の種がコロコロポトポト
心も回ってくれます。お話し弾みです。
速くはない。ぜひお出かけください。
お待ちしています。お友達も是非どうぞ。

綿繰り第1回目は
3/14（月）本部組合員室
を仮予定しています。